

決議第2号

吉敷賢一郎議員に対する問責決議

吉敷賢一郎議員に対する問責決議を別紙のとおり決議する。

令和8年6月24日提出

提出者	川越市議会議員	小林	透
賛成者	同	中原	秀文
		吉野	郁恵
		小高	浩行
		海沼	秀幸
		村山	博紀
		小林	範子
		江田	崇

吉敷賢一郎議員に対する問責決議

令和8年3月17日の保健福祉常任委員会散会后における市職員への花束贈呈の際、吉敷賢一郎議員が執った行為は、市議会議員および市職員が多数出席する公務の場において、膝を床につけて花束を差し出す行為や、当該女性職員の肩に手を回す等の不適切な身体接触を含むものであった。

特筆すべきは、同議員は令和元年3月に川越市議会ハラスメント根絶条例が制定された直後の同年11月にも、同僚議員に対するパワーハラスメントの疑いがある旨、実名入りで新聞報道により指摘された経緯がある。

それにもかかわらず、今回の事案を引き起こしたことは、公務における議員と職員の適切な距離感を著しく逸脱するものである。これらは、周囲に強い不快感と不信感を与え、議会活動の根幹を成す保健福祉常任委員会の職場環境を悪化させる「環境型ハラスメント」に該当する。

本件については、現場に居合わせた出席者による目撃証言に加え、議会運営委員長並びに保健福祉常任委員会正副委員長においても写真データ等により事実と相違ないことが確認されており、客観的な事実として確定している。さらに、議会運営委員会においても、当該行為が「環境型ハラスメント」の定義に該当するとの認識が公的に共有されたところである。

吉敷賢一郎議員は市議会会派の代表という重責にありながら、吉敷賢一郎議員のこれらの行為は、川越市議会ハラスメント根絶条例が規定する「議員自らが襟を正し、模範を示す」という責務を自ら放棄するものであり、川越市議会全体の信用を失墜させ、公人としての資質を著しく欠くものである。

よって、川越市議会はここに吉敷賢一郎議員に対し、その無責任な行動を強く非難し、猛省を求めるとともに、公人としての責任を真摯に果たすことを強く求める。

以上、決議する。

令和8年6月24日

川越市議会